

社会医療法人大雄会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、能力の更なる発揮をできるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内 容

目標 1 計画期間内の毎年度、年次有給休暇の取得率を 65.0% 目標とする。

《対策》

- ・平成 27 年 6 月～ 平成 26 年度の職員個々の有給消化状況を所属長報告
- ・平成 27 年 7 月～ 広報誌等を活用した周知・啓発の実施
- ・平成 27 年 8 月～ 有給消化状況確認
- ・以下、年度毎で継続

目標 2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・1 人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を 80% 以上とすること。

《対策》

- ・平成 27 年 4 月～ 取得状況調査
- ・平成 27 年 5 月～ 男性職員も育児休業をとれることを周知・啓発する